

令和3年度

情報処理装置検討業務

特記仕様書

令和3年10月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、港湾空港研究所所内ネットワーク機器、外部との接続機器及び内部サーバ（以下、「基盤システム」という。）を更新するための情報処理装置の構成等の検討を行うものである。

## 2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

## 3. 履行期間

契約締結日より令和 4 年 3 月 1 8 日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始休暇は休日として設定している。

## 4. 業務内容

業務名称	規格・形状寸法	単位	数量	参考数量
情報処理装置検討業務				
計画準備				
計画準備		式	1	
現況把握				
現況把握		項目	1	
課題の抽出・整理		項目	1	
検討				
情報処理装置検討		項目	5	
基礎資料作成				
特記仕様書(案)の作成		式	1	
機器構成表の作成		式	1	
図面の作成		式	1	
概算費用の算定		式	1	
報告書作成				
業務完成図書		式	1	
協議・報告				
事前協議		回	1	
中間報告		回	1	
最終報告		回	1	

## 5. 提供資料

### 5-1 提供資料

平成 29 年度 情報処理装置等賃貸借・保守業務 報告書

## 6. 業務仕様

### 6-1 総則

(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「電気通信施設設計業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 令和3年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

(2) 特記仕様書に記載のない事項については、以下によるものとする。

- ① J I S : 日本産業規格
- ② その他関係する法規、条例及び基準等

### 6-2 計画準備

(1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、調査職員と協議のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### 6-3 現況把握

(1) 現況把握

基盤システムの情報処理装置の機器構成、設定内容・利用状況、他所（波崎海洋研究施設）からの接続及び調査職員の指示するエリアのLAN配線について、現況を把握するものとする。

(2) 課題の抽出・整理

現況把握の結果に基づいて、課題の抽出・整理を行うものとする。

### 6-4 検討

(1) 情報処理装置の構成検討

以下の項目を考慮し、情報処理装置の検討を行うものとする。

- ① 動作環境、情報管理機能、構成
- ② バックアップの頻度、構成（UPS の能力検討含む）
- ③ 外部接続関係
- ④ クライアント機器の検討
- ⑤ 基本設定

### 6-5 基礎資料作成

工事発注資料作成の際に必要な以下の基礎資料を作成するものとする。なお、詳細な内容については、調査職員と協議のうえ、作成するものとする。

(1) 特記仕様書(案)の作成

工事を施工する上で必要な技術的要求及び工事内容を検討し、作成するものとする。なお、特記仕様書(案)のひな形は、調査職員から提供するものとする。

(2) 機器構成表の作成

機器構成については、理論構成、物理構成及び設定の概要を含め作成するものとする。

### (3) 図面の作成

機器構成図等について、図面を作成するものとする。

### (4) 概算費用の算定

概算費用を算定するにあたり、国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）等に準じて作成するものとする。なお、根拠として必要な見積書（3社以上）を徴収するものとする。

## 6-6 報告書作成

(1) 受注者は、上記6-3～6-5で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

## 6-7 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の遂行に応じて中間報告1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

## 7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

### 8-1 情報セキュリティの順守

(1) 受注者は、本業務で知り得た全ての情報を業務遂行のために知る必要のある業務従事者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、業務従事者に機密保持を遵守させるものとする。また、受注者は、契約後速やかに別紙「機密保持に関する誓約書」を当研究所に提出するものとし、機密保持に関して、業務従事者に対する全ての責務を負うものとする。

(2) 受注者は、自社セキュリティポリシーの遵守はもとより、発注者が保有する情報セキュリティポリシーを遵守しなくてはならない。また、発注者が保有する情報セキュリティポリシーに付随する規定等については、その内容を秘密にしなくてはならない。

(3) 受注者または業務従事者に次の事項に該当する行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

①不正行為（監督職員の了解なしに故意にデータ・プログラム等を改変、複製、減失、き損、漏洩する等）があったとき。

②正当な理由がなく作業が著しく遅延し、または作業に着手しないとき。

③作業状況が著しく誠意を欠くと認められたとき。

## 8-2 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。
- (2) 業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、履行期間末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

## 8-3 完成図等

本工事における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果（以下「完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で1部提出するものとする。なお、「完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 「紙」による報告書は、製本1部とする。

報告書製本の体裁は、パイプ式ファイル又は紙ファイルを A4 判とし、図表は A3 版折込を標準とする。

- (5) 提出書類
  - ① 特記仕様書（発注図面含む）
  - ② 業務計画書
  - ③ 検討資料（一式）
  - ④ 基礎資料
  - ⑤ 写真
  - ⑥ その他必要な書類

8-4 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。

8-5 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。

8-6 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。

8-7 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

8-8 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

以 上

## 機密保持に関する誓約書

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所  
港湾空港技術研究所長 殿

会社名 印  
責任者 印

情報処理装置検討業務を行うに当たり、下記の事項について機密保持することを誓約いたします。

## 記

## 1 機密情報

本契約における機密情報とは、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下「貴研究所」という。）から開示される貴研究所の業務上または技術上の情報のうち、次に示すものに該当する情報、並びに貴研究所との本業務の委託関係及び本契約内容をいう。

- (1) 貴研究所が機密である旨を表明・表示した業務資料、技術資料、その他の業務関係資料で、書類、図面、電子情報等の媒体により開示される情報。
- (2) 貴研究所より口頭で開示された情報で、貴研究所から口頭で機密である旨通知があったもの。（口頭の通知後、貴研究所から書面にて、特段機密である旨の通知がなされない場合であっても、かかる情報は機密情報から除外されないものとする。）
- (3) その他、本業務以外では、一般には知り得ない貴研究所の情報。

## 2 機密情報の除外

次に示すものに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 貴研究所から開示する際に既に公知であった情報または既に当社が正当に保有していた情報。
- (2) 貴研究所から開示後、当社の責によらず公知となった情報。
- (3) 当社が、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 当社が、機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- (5) 貴研究所と当社との別途契約により、本契約の範囲外と指定された情報。

## 3 機密保持

(1) 本契約の有効期間中、貴研究所の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報に関し、以下の行為を行わないものとする。

- ア 第三者（記4に該当する者を除く。）への開示または漏洩。
- イ 改変、複写または複製。
- ウ 本業務以外のための流用。

- (2) (1)の機密保持義務を守るために、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するとともに、機密情報の漏洩、紛失、改変、複写、複製または流用等を防止するために機密情報の管理責任者を定める。また、前記1(1)に該当する媒体により、開示された機密情報については、施錠のできる保管庫等に保管し管理する。
- (3) 法令または政府機関若しくは裁判所の命令等により機密情報の開示を義務付けられた場合は、直ちに貴研究所に対してその旨を通知することとし、当該要求の対象の範囲に限って機密情報を開示する。

#### 4 開示者の限定

- (1) 本業務に従事する当社の役職員（前記3(2)の管理責任者を含む。）及び事前に貴研究所の文書による承諾を得た当社の協力会社（協力会社の外注先も含むものとし、以下同様とする。）の役職員で、本業務に従事する者に対してのみ合理的な範囲内で機密情報の開示を行う。
- (2) 当該協力会社に対して、当社が負う義務と同一の機密保持義務を負わせる。

#### 5 管理体制の報告

- (1) 貴研究所の機密情報を開示した当社並びに協力会社の役職員（以下「開示者」という。）の氏名について、貴研究所の要求があった場合には、貴研究所に対して報告を行う。この場合、当該報告として当社の作業員リスト等で代替できるものとするが、機密情報のうち特に貴研究所が指定した機密情報（以下「特定機密情報」という。）に関しては、当該情報を入手した開示者を個別に報告するものとする。
- (2) 機密情報の管理状況について、貴研究所は随時監視員を派遣して監査を行うことができるものとする。

#### 6 機密情報の返還

本業務が終了した場合、本業務が中止された場合、または貴研究所から要求があった場合には、機密情報、その改変物並びに複製物の全てを直ちに貴研究所に対して返還し、または確実に焼却するものとする。

#### 7 救済措置

機密情報について、前記3に違反する事態が生じた場合、または生じる恐れが発生した場合には、貴研究所に直ちにその旨を報告するものとし、それが当社の役職員、協力会社または協力会社の役職員が義務を履行しなかった結果生じた場合には、その拡散を防止するために適切な処置を講ずるものとする。また、貴研究所から要請があった場合には、貴研究所が要請する必要な防止処置の実施について、貴研究所に協力する。

提出年月日 平成 年 月 日  
担当者所属  
担当者氏名 印  
連絡先